

2020 年 12 月 17 日

日本リテールファンド投資法人とMCUBS MidCity投資法人の間の吸収合併に係る  
投資信託及び投資法人に関する法律第149条の6第1項に規定する書類の記載事項の変更(3)

東京都千代田区丸の内二丁目7番3号東京ビルディング  
日本リテールファンド投資法人  
執行役員 難波 修一

日本リテールファンド投資法人（以下「JRF」といいます。）が、MCUBS MidCity投資法人（以下「MMI」といい、JRFと併せて「両投資法人」といいます。）との合併につき備え置く、2020年10月8日付「日本リテールファンド投資法人とMCUBS MidCity投資法人の間の吸収合併に係る投資信託及び投資法人に関する法律第149条の6第1項に規定する書類」（以下「事前備置書面」といいます。）について、以下の事項に変更が生じたので、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。）第149条の6第1項並びに投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号。その後の改正を含みます。）第194条第5号の定めに基づき、変更後の当該事項を記載した書面（以下「本書面」といいます。）を備え置くことといたします。

なお、下線は変更箇所を示すものとし、特に断らない限り、事前備置書面で定義された用語は、本書面においても同一の意味を有するものとします。

<変更前>

2. 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第194条第1号から第3号に掲げる事項の内容の概要

(3) 吸収合併存続法人に関する事項（投信法施行規則第194条第3号）

- (i) 吸収合併存続法人において最終営業期間の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の投資法人の財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（投信法施行規則第194条第3号イ）

JRFは、2020年10月16日開催の役員会において、2020年8月期（2020年3月1日から2020年8月31日まで）の営業期間に係る計算書類、資産運用報告及び金銭の分配に係る計算書並びにこれらの附属明細書を承認しましたので、JRFの最終営業期間は、2020年2月期から2020年8月期に変更されました。変更後の最終営業期間の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の投資法人の財産の状況に重要な影響を与える事象について、該当事項はありません。

<変更後>

2. 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第194条第1号から第3号に掲げる事項の内容の概要

(3) 吸収合併存続法人に関する事項（投信法施行規則第194条第3号）

- (i) 吸収合併存続法人において最終営業期間の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担

その他の投資法人の財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（投信法施行規則第194条第3号イ）

JRFは、2020年10月16日開催の役員会において、2020年8月期（2020年3月1日から2020年8月31日まで）の営業期間に係る計算書類、資産運用報告及び金銭の分配に係る計算書並びにこれらの附属明細書を承認しましたので、JRFの最終営業期間は、2020年2月期から2020年8月期に変更されました。変更後の最終営業期間の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の投資法人の財産の状況に重要な影響を与える事象は、以下のとおりです。

① 資産の譲渡

JRFは、以下の資産につき2020年12月17日付で譲渡契約を締結しました。

物件名称：イオンモール大和

譲渡資産：不動産を信託する信託受益権

譲渡価格：17,200百万円

契約日：2020年12月17日

譲渡日：第1回：2020年12月21日（準共有持分50%）（予定）

第2回：2021年3月30日（準共有持分50%）（予定）

譲渡先：非開示（注）

損益に及ぼす影響：2021年2月期（2020年9月1日から2021年2月28日まで）において不動産等売却益約11億円、2021年8月期（2021年3月1日から2021年8月31日まで）において不動産等売却益約11億円を計上する予定です。

（注）名称の開示について、譲渡先から同意を得られていないため非開示としています。

以上